

第 2 次恵庭市学校教育情報化推進計画の策定について

1 これまでの経過

- 令和元年 6 月 「学校教育の情報化の推進に関する法律」の施行
(国と地方公共団体に「学校教育情報化推進計画」の策定が義務付け)
- 令和 4 年 3 月 「恵庭市学校教育情報化推進計画」を策定
(計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度)
- 令和 5 年 10 月 「北海道学校教育情報化推進計画」が策定
- 令和 8 年 4 月 「第 2 次恵庭市学校教育情報化推進計画」を策定

2 計画の位置付け及び計画期間

- ▶「第 6 期恵庭市総合計画」さらには「恵庭市学校教育基本方針」「第 4 次教育推進プログラム」に基づく個別計画として位置付け
- ▶計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間

3 基本理念と目標

- 基本理念 「未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成」に向けた I C Tを活用した教育の推進
 - ・目標 1 I C Tを活用した資質能力の育成
 - ・目標 2 教職員の I C T活用指導力の向上
 - ・目標 3 I C Tを活用した校務の効率化
 - ・目標 4 教育の情報化を支える I C T環境の整備